

綾部市制施行 75 周年記念 ロゴマーク 使用ガイドライン



令和 7 年5月

綾部市企画政策課

綾部市制施行 75 周年記念 ロゴマーク使用ガイドライン

綾部市は、令和 7 年度に市制施行 75 周年を迎えることから、節目の年を市民とともに祝うため、「綾部市制施行 75 周年記念」ロゴマークを作成しました。

つきましては、以下のとおり使用についてガイドラインを定めましたので、申請された冠事業を実施される際に本ロゴマークを御活用ください。

1 ロゴマークの目的

綾部市制施行 75 周年に関する事業の広報等のアイコンとして活用します。

2 権利の帰属

ロゴマークに係る一切の権利は、綾部市に帰属します。

3 使用目的

次に該当する事業に係る広報や制作物等に本ロゴマークを使用することができます（使用料は無料）。

（1）市主催事業（共催事業含む）

①特別事業：令和 7 年度に 75 周年記念事業として位置づけるもの

②冠事業：例年開催するイベントなどについて 75 周年記念の冠を付するもの

（2）市民団体等主催事業

①特別事業：市制施行 75 周年協賛事業補助金を活用するもの

②冠事業：市民団体等が例年開催する事業のうち 75 周年記念の冠を付するもの

4 使用条件

使用目的に加え、次のデザイン上の注意事項を守ってください。

（1）ロゴマークの独自性を損なわないよう、変形や回転、一部分のみの使用等の加工は禁止とします。

（2）原則として色の変更も禁止とします。ただし、単色刷りなどカラーでの表現が難しい場合はこの限りではありません。

5 使用の取り消し

ロゴマークを使用するものが使用目的に反していることが判明した場合、綾部市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、綾部市は一切の責任を負いません。

6 その他注意事項

- (1) 本ロゴマークの使用によって生じる問題等について、綾部市は一切関知いたしません。
- (2) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。
- (3) 本ロゴマークの使用は、原則として綾部市制施行75周年にあたる令和7年度(令和8年3月31日まで)の期間とします。

7 問い合わせ先

綾部市企画総務部企画政策課

電話：0773 - 42 - 4215

電子メールアドレス：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp